

12. 単位修得満期退学者の学位申請手続

教務委員会・指針
平成19年9月12日
平成24年3月8日一部改正

1. 本研究科博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上退学した者（以下、「単位修得満期退学者」という。）は、学位の申請時において退学後3年を超えないときは、博士後期課程を経る者とみなす。当該学位申請は、次の手続による。

